

国際ロータリー第 2800 地区 ロータリー財団グローバル補助金奨学生 募集要項

国際ロータリー第 2800 地区
ロータリー財団委員会

国際ロータリー第 2800 地区（山形県）は、下記のとおりロータリー財団グローバル補助金奨学生候補の募集をおこないます。

<目的>

国際ロータリーのロータリー財団グローバル補助金奨学金は、ロータリーの 7 つの重点分野のうち、以下のいずれかに該当する分野でキャリアを築くための海外留学を支援し、ロータリーの重点分野で活躍できる次世代のリーダーを育成することを目的としています。

1. 平和と紛争予防・解決
2. 疾病予防と治療
3. 水と衛生設備
4. 基本的教育と識字率向上
5. 母子の健康
6. 経済と地域社会の発展
7. 環境の保護

<奨学金>

US\$ 30,000

<奨学期間>

1～2 年間（1 学業年以上）

<採用予定数>

1 名程度

<奨学金の種類>

国際ロータリーのロータリー財団グローバル補助金による奨学金で、海外の大学院修士課程（または同等・医学部においては大学院博士課程も含む）において上記重点分野 1～7 に該当する専攻課程を 1～2 年間に US\$30,000 を上限（事案により US\$ 30,000 以上の場合もあり）として提供いたします。奨学金はエコノミー往復航空運賃、授業料、教材費、下宿代、食費、保険料などに充てることが可能ですが、支出明細以外の残金は返金が必要です。

<対象者>

以下の条件を満たす方が対象です：

1. 申請時に満 40 歳未満で、日本の国籍または永住権を持つ方。
2. 上記重点分野 1～7 のいずれかに該当する専攻課程の修士課程以上の入学資格を有する方、または合格見込みの方。また、上記重点分野 1～7 のいずれかに該当する分野を履修される方。
3. 申請時に国際ロータリー第 2800 地区内（山形県）に居住、または帰省先がある方。
4. 申請時に国際ロータリー第 2800 地区内（山形県）の大学、大学院在学または職場勤務の方。
5. 優秀な学業成績と、親善使節としての素質を有する方。
6. 指導力、独創力、順応性、誠実さを兼ね備え、目的に対し誠実な方。
7. 留学国の言語に熟達し、講義理解、講演、報告書作成ができる方。
8. 留学国の国情や国民性を理解し、日本の文化、歴史、地理に通じている方。

<奨学金の対象から除く場合>

以下の場合には対象外となります。

1. すでに留学を開始している方。
2. 過去に本グローバル補助金奨学金を受けている方。
3. ロータリアン、その関係組織の職員および配偶者、直系親族（血縁による子または孫、入籍している養子）、尊属（血縁による両親または祖父母）。 ※ ロータリアン及びその関係者が所属クラブ・関係組織を退会しても 36 カ月は無資格のままです。

4. 留学先にロータリークラブがない国・地域である場合。
5. 留学先が国際ロータリーの定める渡航禁止先リスト国である場合。
6. 留学先がロータリー平和センターのある大学の場合。

<他の機関からの奨学金等との二重受給について>

別途協議させていただきます。

<奨学金授与の条件>

1. 奨学金授与時にはロータリー財団の条件に同意すること。
2. 第 2800 地区および受入地区のオリエンテーションに参加すること。
3. 奨学期間中は受入地区でロータリーに積極的に関わり月 1 回程度の例会出席、クラブでのスピーチや社会奉仕活動、人道的奉仕活動に取り組むこと。
4. 留学中は、奨学金の支出記録をとり、定期的に第 2800 地区へ報告すること。
5. 定められた中間報告書、最終報告書を必ず提出すること。
6. 奨学期間終了後は速やかに帰国し、当地区の学友会に入会し、学友として地区内のクラブや地区の諸活動に積極的に参加し、ロータリーと長期にわたる関係を築くこと。
7. 奨学期間終了後、連絡先（住所・電話・Email 等）に変更があれば迅速に第 2800 地区地区事務局及びロータリー財団委員会へ報告すること。

<奨学金の支給打ち切り>

受給者が次のいずれかに該当した場合には奨学金の支給を打ち切ります。なお、打ち切りに際しては、奨学金の返還が必要な場合があります。

1. 受入大学等の身分を失った場合
2. この要項に該当しなくなった場合
3. 受給者として相応しくないと判断された場合
4. 受給期間中に長期休学した場合
5. 書類の記載事項に虚偽が発見された場合

<応募締切>

8月、9月、10月のいずれかの月に留学を開始する申請者

前年10月末まで

<例>

2027年8月、9月、10月のいずれかの月に留学を開始する場合は2026年10月末まで

<提出書類>

1. グローバル補助金奨学金申請書（日本語版・英語版）
2. 受講するクラスとその課程の履修リスト
3. 経費を裏づける資料（料金表、見積書など）
4. 入学許可証、または条件付きの入学許可証（大学が財務能力の証明または大学（学部）卒業を必須条件とする場合にのみ）
5. 職務経歴書 ※職場勤務経験がある場合
6. 卒業証明書
7. 語学能力を証明する書面のコピー（過去1年以内のもの） ※ご提出いただきました書類一式はお返しできませんが、選考以外の目的には使用・開示いたしません。

<選考日程>

- ・ 1次選考：第2800地区ロータリー財団委員会による書類審査
- ・ 2次選考：ロータリー財団本部による事前審査
 <2次選考通過者のみ>
- ・ 3次選考：第2800地区役員との面接試験
- ・ 4次選考：ロータリー財団本部による最終審査・承認

<ロータリアンの推薦>

3次選考通過後、第2800地区で渡航を希望する大学近隣のロータリー地区においてホストクラブを探します。

※ ホストクラブについては、特に、有名校や人気のある地域（例えばイギリス全土、パリ、ボストン等）では、世界中から希望者が殺到し、ホストクラブが見つからない場合

もありますので予めご了承下さい。ホストクラブが見つからない場合、奨学金の対象にはなりません。

<注意事項>

- ・ グローバル補助金奨学生の地区における奨学金候補の選考は、地区としてロータリー財団に申請する人を決めることであり、奨学生の承認はロータリー財団本部にて行われます。したがって、地区推薦者として申請を行っても承認を保証するものではありません。
- ・ 本部の承認が下りる前に支払った費用については、奨学金の対象になりません。
- ・ 留学期間中は旅行保険を自ら手配する必要があります。必要な保険の費用は、承認後奨学金で賄うことが可能です。
- ・ なお本要項に記載のない件に関してはロータリー財団補助金の「授与と受諾の条件」に記載された要件を順守することが求められます。

<問い合わせ先>

国際ロータリー第 2800 地区 地区事務局

〒994-0027 山形県天童市桜町 2-20

TEL (023) 687-0208 / FAX (023) 687-0209 E-mail: office@rid2800.org

※地区とは、国際ロータリー管理の便宜上結び付けられた、一定の地理的な市域内にあるロータリークラブのグループです。世界には 200 以上の国と地域に約 530 地区・36,000 以上のクラブがあり、日本は 34 地区に分かれています。国際ロータリー第 2800 地区は、山形県内の 49 クラブ、総会員 約 1,500 名で構成されています。